

第3回 公金債権の放棄・減免 に関するセミナー

2018年
2月23日(金)
13:00-17:00
弁護士会館2階講堂
「クレオ」

自治体の公金債権については、適正な「回収」のみならず、適正な「放棄・減免」を実施することが重要です。回収を継続するべきではない債権について管理・回収を実施し続けることは、無駄なコストの発生となるばかりか、回収可能性が高い債権に関する管理・回収が疎かになりかねません。また、生活困窮を理由とした滞納に対する本質的な解決方法の1つである「生活困窮者の自立支援業務」を妨げかねません。

昨年度に引き続き、公金債権回収に長年携わってきた弁護士らによる研修により、「放棄・減免」にスポットライトを当てた検討内容を共有します。ぜひ奮って御参加ください。

講義1 不納欠損処分に関する解説

講師 **西尾 政行** 弁護士
(東京弁護士会所属、法律サービス展開本部自治体等連携センター公金債権部会委員)

参加無料

講義2 不納欠損処分に関するケーススタディー

講師 **法律サービス展開本部自治体等連携センター公金債権部会委員**

本セミナー開催に当たって自治体職員の方から事前に御提供()いただいた「不納欠損処分で悩んだ具体例」についてケーススタディーを行います。

自治体職員の方からは、事前質問を受け付けます。詳細については日弁連HPを御参照ください。

【申込締切: 2018年2月2日(金)】 締切後に参加を希望される場合はお問い合わせください。

お申込み WEB <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/koukinsaiken3/seminar/>
FAX 以下の参加申込書をFAXにてお送りください。

参加申込書 キリトリ不要・送信票不要

日弁連事務局業務第三課 宛て: FAX 03-3580-9888

御所属 () ふりがな 御氏名 ()
弁護士は所属会と登録番号を御記入ください。

御連絡先 TEL (- -) EMAIL (@)

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

当連合会では、本セミナーの内容を記録し、成果普及に利用するため、会場での写真、映像撮影及び録音を行っております。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お問い合わせ: 日本弁護士連合会業務部業務第三課 TEL 03-3580-9963

主催 日本弁護士連合会 後援 総務省(予定)